

中国に子会社を持つ日本企業必見の一冊！

親会社が気づいていない 中国子会社の リスクとそのマネジメント

～リスク事例から学ぶ事前予防・事後対策～



小堀光一 彭涛 他 編著
A5判・272頁 定価 本体3,600円+税

本書の特徴

- ★中国現地で発生するリアルな事例と、現地担当者による生の声を掲載！
- ★現地から離れた日本法人が把握しにくい、ローカルな情報を提供！
- ★日本と中国両国の実務に関わる複数の法律家により、両国の事情を踏まえた助言が満載！

主な内容

- | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| 第1章 投資決定時のリスク管理 | 第4章 中国子会社運営時のリスク管理
～M&Aおよび投資編～ |
| 第2章 中国子会社運営時のリスク管理
～子会社内部編～ | 第1節 グループ会社間の再編／第2節 他社とのM&A |
| 第1節 労働問題／第2節 企業コンプライアンス | 第5章 中国子会社撤退時のリスク管理 |
| 第3章 中国子会社運営時のリスク管理
～子会社外部編～ | おわりに コンプライアンスを巡る
日本本社と中国現地法人の関係構築 |
| 第1節 取引先との関係／第2節 消費者との関係／第3節 政府との関係 | |



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

03 会社設立の際の 資本金の設定および 払込みの注意点

事例 当社は、日本でウェブデザインを行っている会社です。数年前、中国企業からウェブデザインの仕事を受注し納品したのをきっかけに、複数の中国企業から依頼を受けました。そこで当社は中国展開を考え、中国にコンサルティング会社を現地法人として設立し、ウェブデザインに関するコンサルティングを行うことを考えています。

会社設立に伴い、資本金を払い込む必要があると思いますが、インターネット上で調べたところ、中国では最低資本金制度が廃止されたとの記載がありました。そうすると、例えば1円で会社を設立することは可能なのでしょうか。当社はコンサルティング会社を設立する予定ですので、それほど資本金が必要であるとは思っていません。資本金をどのように決定したらよいか教えてください。また、資本金を払い込む時期についても併せて教えてください。

対策

1 最低資本金への注意点

日本では、以前は、株式会社の設立に最低資本金1,000万円、有限会社の設立に最低資本金300万円が必要とされていましたが、2006年の会社法改正により最低資本金制度が廃止され、資本金1円でも会社を設立することが可能になりました。

中国でも、以前は、有限責任会社の設立に最低資本金3万円、一人有限責任会社の設立に最低資本金10万円、株式有限会社の設立に最低資本金500万円が必要とされていましたが、2014年3月1日施行の中国会社法によりこれら最低資本金制度が原則的に廃止されました。

もっとも、外商投資企業が1円で会社を設立し、営業を開始することがで

12



きるかというところではありません。2016年9月末までは、外商投資企業を設立する場合、実務上所在地の資本金の最低目安額が存在し、経営規模に見合った登録資本がない場合、商務部門からの認可が下りないことがよく見受けられました。さらに、2016年10月以降は商務部門による外商投資企業設立の審査認可制度が廃止されましたが、工商管理局における会社登記の際に、工商管理局から資本金に関して指摘を受ける可能性はまだ否定できません。中国国内で実際に会社を設立する地域でヒアリングを行う必要があります。

参考として、少なくとも2016年9月末までは、例えば、外商投資企業がコンサルティング会社を設立する場合、場所にもよりますが、50万円程度の資本金が必要とされ、製造業などプロジェクト遂行に多額の資金が必要と思われる会社の設立の場合には、さらに多くの資本金が必要とされていました。

2 資本金支払時期への規制がない

従前は、出資払込時期について、設立登記申請前に、初出資の払込み（登録資本の20%以上）が必要であり、かつ会社成立日から2年以内（投資会社の場合は5年以内）に全額払込をする必要がありましたが（なお、一人有限責任会社においては会社定款所定の出資額を一括で払い込むこととされていました）、2014年施行の中国会社法により、これらが撤廃されました。

したがって、会社資本金の払込時期については特に規制がないため、実際のニーズに応じて資本金を払い込むことで足りることになりました。

**実務
から**

本事例のように、独資会社を設立し、かつ当初から多額の資本金を必要としない場合、特に資本金の決定を巡って問題が生じることはあまりありません。

もっとも、合併会社を設立する場合、資本金の払込時期について特に明確な規定を置かなかった場合、日本側と中国側でならみ合いの状況に陥ってしまい、「そちらが先に資本金を振り込めばこちらも振り込む」などとして、実際の営業に支障が生じる場合があります。

したがって、資本金の払込みに際して、相手方がいる場合には、いつ、いくら資本金を払い込むかについて、合併契約に記載する以上に詳細な合意を得ておく必要があります。

また、資本金を振り込む際の注意点ではありませんが、2014年3月1日施行の会社法により資本金払込期限の制限が撤廃されたことにより、営業許可証上の登録資本に相応する資本金が本当に振り込まれているのか、不明確になりました。

したがって、中国国内において取引を行う場合、仮に営業許可証とその上に記載された登録資本のみで取引の可否について判断していたとすれば、その点の信用性が落ちたこととなりますので、これまで以上に取引先の信用調査が重要になると考えられます。

その他、たくさんの商品をそろえています。詳しくはお問い合わせください。

詳細・お申し込みはコチラ
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!